

政令番号356 フタル酸-n-ブチル=ベンジル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	3.9E+4			39,000.1				39,000.1
4	宮城県								
5	秋田県						2.0E+3	2,000.0	2,000.0
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	8.0E-1			0.8		7.1E+1	71.0	71.8
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						2.2E+2	219.2	219.2
15	新潟県	6.0E-1			0.6		1.3E+0	1.3	1.9
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						3.4E+2	340.0	340.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	3.0E+0			3.0		1.2E+3	1,200.0	1,203.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						8.2E+1	82.0	82.0
25	滋賀県	1.0E+0			1.0		4.9E+0	4.9	5.9
26	京都府								
27	大阪府	1.2E+0			1.2		7.6E+0	7.6	8.8
28	兵庫県						1.1E+2	109.6	109.6
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県	3.9E+0			3.9		2.3E+0	2.3	6.2
32	島根県								
33	岡山県						2.5E+0	2.5	2.5
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.9E+4			39,010.6		4.0E+3	4,040.4	43,051.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。